

第1回 豊岡市農業委員会総会（定例会） 会議録

平成31年4月25日（木）

（豊岡市役所3階会議室）

午後3時開会

議事日程

諸 報 告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
番 委員
番 委員
- 日程第2 会期の決定について
月 日 日間
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第5 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第6 第3号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第7 第4号議案 農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について
- 日程第8 第5号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第9 第6号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について
- 日程第10 第7号議案 農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

出席委員（16名）

- | | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 宮 岡 正 則 | 2 番 | 加 悦 富美恵 |
| 3 番 | 高 尾 利 美 | 4 番 | 原 清 美 |
| 6 番 | 井 谷 勝 彦 | 7 番 | 田 中 直 喜 |
| 8 番 | 上 坂 光 広 | 9 番 | 水 嶋 義 彦 |
| 10 番 | 西 沢 泰 裕 | 11 番 | 宮 口 豊 隆 |
| 12 番 | 北 垣 裕 次 | 14 番 | 石 橋 重 利 |
| 15 番 | 尾 口 正 信 | 17 番 | 村 田 憲 夫 |
| 18 番 | 大 原 博 幸 | 19 番 | 森 井 脩 |

欠席委員（3名）

- | | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 5 番 | 蜂須賀 久 人 | 13 番 | 齋 藤 善 久 |
|-----|---------|------|---------|

16 番 永 井 辰 正

事務局出席職員職氏名

農業委員会事務局長……………宮 崎 雅 巳 農業委員会事務局次長…上 阪 善 晴
農業委員会事務局主幹兼係長…古 谷 明 仁 農業委員会事務局主査…西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。4月になりまして、先週ぐらい天気が良くてちょっと暑くて、私もじゃがいもをやっと植えました。ただ、朝晩の気温差も大きいですし、天気の変わりが急な天気になっています。今年もこれから先ちょっと心配になりまして、どうなんかなと思いつながら過ごしているところです。但東のチューリップも今日までで、ちょっと春先寒かって、伸びが悪くて花の遅かったこともあって、開場当時は見栄えしなかったんですが、ここへきてきれいに咲いて、2日か3日ほど延長して今日までです。大盛況と言いたいところですが、そこそこのお客さんで、成功裡に終わったのではないかなと思っております。みなさん行かれていませんか。チョコちゃんに叱られないように、がんばっていきたくと思っています。

本日は、新年度第1回の総会ということでございます。よろしく願いいたします。

諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

欠席の届出を受けております。5番 蜂須賀久人委員、13番 齋藤善久委員、16番 永井辰正委員、以上3名の欠席の通告を受けております。

○議長（森井 脩） 次に、本日、事務局より追加議案として「第7号議案」が提出され、お手元に配付していますので、ご了承願います。

行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第1回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件39件、許可申請案件16件、証明案件4件、届出書受理案件1件、協議案件3件、合計63件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

11番 宮口 豊隆 委員

12番 北垣 裕次 委員

以上の委員にお願いします。

会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第1回、農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第1回総会（定例会）は、本日4月25日の1日間と決定しました。

農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第4、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明等ありましたらお願いします。現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） 去る12日に事務局お二人と井谷委員と私とで行ってまいりました。事務局の先ほどの説明どおり特に問題はございませんでした。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番 西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 申請番号6番なんですけれども、82歳の高齢の女性の方ということなんですけれども、従事者が2人ということで、もう一人はどういう方でしょう。

○事務局（西田 弥） 49歳の息子さんが書いてあります。

○10番（西沢 泰裕） ありがとうございます。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。よって、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第5、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明する事項がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 光広） 4月15日に建設課と都市整備課の職員の方と田中委員、私、事務局2名で現地確認をいたしました。どの案件につきましても事務局の説明のとおりです。

○議長（森井 脩） ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第2号議案「農地法第5条の規定による許可申請審議について」は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第3号議案、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第6、第3号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件につき追加説明をお願いします。

現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員（原 清美） 去る12日、事務局お二人と井谷委員、原とで行ってまいりました。どの案件も事務局のご説明のとおり、問題はありませんでした。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○18番（大原 博幸） 4番ですけれども、現況墓地ということで地目変更登記されると思いますが、どういう地目に変更されるんですか。

○事務局（古谷 明仁） 地目を何にされるかというのは法務局の方で登記官が不動産登記法に基づいて現状を見られて地目を決められるんですけれども、現状墓石が建っていますので墓地と認定されると思われま。

○18番（大原 博幸） 墓地で登記できるんですか。

○事務局（古谷 明仁） この非農地証明といいますのは、農地かどうかという20年の根拠を元に現状を判断する制度でして、大原委員さんのおっしゃるとおり、例えばこれが農地法の手続きであれば許認可等が必要になってきますので認められないんですけれども、農地かどうかという判断であればやむを得ないかなと事務局では考えております。ただ、現地調査の際にもいろいろ意見は出ましたし、事務局の内部でも協議いたしました。20年経てば地目が変わられるのかという点はあるわけですが、この非農地証明の考え方というのは先ほど申しました20年の根拠があるかどうかで判断するため、農地ではないという確認ができましたら手続をしていかなければならないかなと思っております。

○18番（大原 博幸） 極端に言ったら、断りなしに墓地にしておいて、20年経って申請したらOKですよという世界ですか。

○事務局（宮崎 雅巳） 非農地証明は無断転用の土地についても20年経ったら同じように非農地証明出します。今回、無断転用プラス、たぶん思いの中では墓地の法律にも抵触しているのではないかという思いがあるかと思いますけれども、他の法律を根拠に非農地証明を出さないような県の中の指導は今のところない状態です。ですので本来ならもっと早い時期に農地パトロール等で発見して、例えば造っている最中にこれはダメですよと注意するチャンスがあったものを逃しているということには言い方を変えればなりません。墓地の方の法律の担当部局とも情報交換しましたところでも、なかなかそちらの法律でも取り締まりが難しいという状況があるようですので、農業委員会がそこに踏み込んで指導はできないもので、非農地証明をするかしないかという議論だけでいきますと、先ほど説明したとおりせざるを得ないという状況で、他の農業委員会なんかでもこのような取り扱いをしているということをお聞きしております。

○18番（大原 博幸） こういうことが起きないように我々がパトロールをしておかないといけないということですね。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第3号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第4号議案、農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第7、第4号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明があればお願いします。

現地調査員を代表して、8番 上坂委員、お願いします。

○現地調査員（上坂 光広） 4月15日に現地確認をしてみました。事務局説明のとおりで追加説明はありません。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第4号議案「農地改良に係る事務処理要綱第2条第1項の規定に基づく農地改良届出書受理について」は、原案のとおりすべて可決されました。

受理書を発行します。

第5号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長 (森井 脩) 日程第8、第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。

よって、第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、農用地利用集積計画を決定する。」旨の決定通知書を送付します。

第6号議案、農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長 (森井 脩) 日程第9、第6号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第6号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、原案のとおり可決されました。

第7号議案、農地利用最適化推進委員の辞任の同意について

○議長（森井 脩） 日程第10、第7号議案「農地利用最適化推進委員の辞任の同意について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○18番（大原 博幸） 辞任の理由は何ですか。

○事務局（宮崎 雅巳） 病気療養したいという理由でございました。病名等とはつきりとは申されませんが、会長と私とでお見舞いに行きまして、様子を伺いさせていただきますと、病気の治療に専念されたほうがいい状態と判断いたしました。以上です。

○議長（森井 脩） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。岡本由紀夫推進委員の辞任につきまして、同意される方は挙手をお願いします。

（挙手）

○議長（森井 脩） 満場一致といたします。

岡本由紀夫推進委員の辞任につきまして、同意することに決定します。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、平成31年度第1回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後3時45分閉会